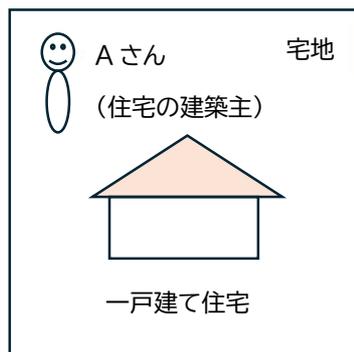


市街化調整区域(高岡市、射水市)における、空き家の用途変更基準を新設し、令和8年4月から運用を開始します。(都市計画法第29条、第42条、第43条関係)

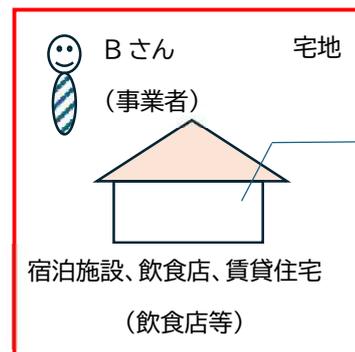
## ■富山県開発審査会取扱基準

『第20号の2基準 空き家などの既存建築物を地域資源として活用する用途変更』

### ■一戸建て住宅



### ■飲食店等



建替え・増築は  
できない

基準のイメージ

- ・一戸建て住宅を観光振興のために宿泊施設や飲食店に用途変更するものや、既存集落の維持の為に賃貸住宅に用途変更するものが対象となります。
- ・一戸建て住宅は10年以上適法に利用されてきたものか、やむを得ない事情により従前の用途での使用が困難となったものが対象になります。
- ・建替えや増築は行わず、住宅をそのまま飲食店等に使うものが対象です。(10㎡以下の小規模なものの、法適合のための最低限の増築は除きます。)

## ■詳しくは富山県公式ホームページの「開発許可に係る実務の手引き」をご覧ください。

富山県公式ホームページ『開発行為をするときは』

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kendodukuri/toshikeikaku/keikaku-tochi/kj00009642.html>

※市街化調整区域では開発や建築、既存建築物の用途変更が制限されており、これらの行為を行う時は、都道府県知事等の許可が必要となります。現在、富山県では富山市、高岡市、射水市の一部が指定されております。また、本基準は高岡市と射水市の物件が対象になります。(富山市は富山市が別に定める基準にて審査・許可しており、県の基準とは異なりますので、ご注意ください。) また、高岡市での開発許可に係る相談は、高岡市建築政策課のホームページをご覧ください。

土木部建築住宅課住みよいまちづくり係

TEL:076-444-3359